

熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金 交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行うことを目的として、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の補助額は、当該補助金の交付の決定を受ける者（以下「補助事業者」という。）が、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）に送付する請求情報による介護報酬総額に基づき県国保連が算定した額とされる仕組みであることに伴い、補助金交付に係る事務の一部を県国保連に委託する。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、国実施要綱「4 対象事業所及び対象者」及び「6 補助金の要件」のいずれも満たす介護サービス事業所等とする。

なお、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売については、本事業の対象外とする。

(補助額等)

第3条 補助額の算出方法は、国実施要綱「5 補助額」によるものとし、補助額は、補助事業者が県国保連に送付する基準月に係る請求情報による介護報酬総額に基づき、県国保連が算定した額とする。

なお、基準月は、原則、令和7年12月とする。ただし、12月のサービス提供分がやむを得ない事情により、他の平常月と比較して著しく低い事業者については、基準月を令和8年1月から3月の間の任意の月とすることができる。また、令和8年1月から3月に開設した事業者については、基本的に初回サービス提供月を基準月とするが、初回サービス提供月における総報酬額が著しく低い場合等においては、基準月を令和8年1月から3月の間の任意の月とすることができる。

(補助金の交付対象事業者の決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本県介護分

野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書（別紙様式1）（以下「同意書」という。）及び熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金計画書（別紙様式2-1、2-2及び別紙様式2-3）（以下「計画書」という。）を、知事が別に定める日までに提出することとし、知事は、当該計画書の内容を審査のうえ補助金を交付すべき事業者として適当と認めたときは、補助金交付対象事業者決定通知書（別紙様式7）を申請者に交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条に規定する交付申請については、前条により決定された補助金交付対象事業者が、知事に提出した同意書をもって、第3条の規定により県国保連が算定した額の交付を申請したものとする。

（変更の届出）

第6条 補助事業者は、国実施要綱「8 都道府県知事への届出」の（4）の①、②及び③のいずれかに該当することとなった場合は、知事に変更に係る届出書（別紙様式4）を提出するものとする。

（特別な事情に係る届出）

第7条 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、知事に国実施要綱「8 都道府県知事への届出」の（5）の①から④までの事項を記載した特別な事情に係る届出書（別紙様式5）を提出するものとする。

（補助金の交付及び交付決定）

第8条 知事は、第5条に規定する交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定したうえ、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書（別紙様式8）を補助事業者に交付するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、熊本県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金実績報告書（別紙様式3-1及び別紙様式3-2）により、別に知事が定める日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、交付確定通知書（別紙様式9）により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第16条に規定する補助金の請求は、第4条に定める同意書の提出をもって行ったものとする。

(補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別紙様式6)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査及び報告等)

第13条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年2月17日から施行する。